

企年基第 40 号
2022 年 3 月 8 日

住商連合企業年金基金
理事長 降幡 至功

実施事業所ご担当者様

DB 掛金相当額の算定結果報告（2024 年 12 月法改正事項）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024 年 12 月に企業年金（DB・DC）にかかわる大きな法改正がございます。主に DC 拠出限度額にかかわるものですが、基金の DC（第 3 年金）加入事業所以外にも全加入事業所及び全加入者に関わる事項になりますので、内容についてご確認ください。

本件、別途担当者向けに説明会を実施しますが、説明会を実施するにあたって、事前に事業所の状況について把握したいため、別紙アンケートへのご回答をお願いいたします。

1. 法改正/拠出限度額見直しの概要

現行では、DB に加入していない場合の DC 拠出限度額は 55,000 円ですが、DB と DC を併用している場合の DC 掛金拠出枠は一律 27,500 円となっています。公平性の観点から、DB の給付水準（DB 掛金相当額という）に応じて DC 拠出限度額を調整することが予定されています。当該見直しに伴う関連法令は 2021 年 9 月に公布され、見直しに関する周知期間や実務対応期間を経て、2024 年 12 月に施行とされました。

2024 年 12 月法改正前（iDeCo は 2022 年 10 月以降の要件緩和後～）

企業型 DC 拠出限度額	=	27,500 円		
iDeCo 拠出限度額	=	27,500 円	—	企業型 DC 拠出額

(iDeCo は 1.2 万円が上限)

2024 年 12 月法改正後

企業型 DC 拠出限度額	=	55,000 円	—	DB 掛金相当額 (*1)		
iDeCo 拠出限度額	=	55,000 円	—	企業型 DC 拠出額	—	DB 掛金相当額 (*1)

(経過措置あり *2)
(iDeCo は 2.0 万円が上限 経過措置なし)

(*1) 次のページ 2. をご確認ください

(*2) すぐ DC 拠出限度額を引き下げする必要はありません。該当事業所には説明会にて詳細を説明します

2. 基金の DB 掛金相当額の報告及びアンケートの依頼

iDeCo の加入要件が緩和される（2022 年 9 月）までに従業員へ DB 掛金相当額を周知する必要があります。

【DB 掛金相当額 = a+b】

a. 基金の DB 掛金相当額算定結果

事業所区分	DB 掛金相当額
第 1 年金のみ実施	10,000 円
第 1・第 2 年金実施	18,000 円

b. 基金以外の DB 掛金相当額（基金の制度のみ実施事業所は「0」とする）

基金以外の DB（以下「独自 DB」という）については、現時点で基金では把握できておりませんので、別紙アンケートにて回答をお願いします。期限：2022 年 3 月 18 日（金）

3. iDeCo の拠出額影響について

DB 掛金相当額の水準次第で、iDeCo に加入しても iDeCo 拠出額が 2024 年 12 月以降に減少・停止される可能性があることを従業員へ周知する必要があります。

※基金以外の DB 制度に加入している場合は、独自 DB の DB 掛金相当額（b）を基金の DB 掛金相当額（a）に合算したうえで iDeCo の拠出限度額を算定する必要があります。iDeCo の拠出限度額は 2024 年 12 月から 20,000 円となるため、**DB 掛金相当額が 35,000 円を超過する事業所の従業員は iDeCo の拠出に影響が出ます。**また、企業型 DC と異なり経過措置はありませんので、ご注意ください。

4. 今後のスケジュール

2022 年 3 月 18 日	別紙アンケート提出期限（※3）
2022 年 5 月	担当者事務説明会実施（※3）
2022 年 7 月	第 3 年金委員会開催 拠出限度額を引上げ希望の事業所がある場合、第 3 年金制度として、拠出限度額を引き上げるか検討します
2022 年 9 月まで	DB 掛金相当額と iDeCo の拠出額影響について従業員へ周知 （各実施事業所が行う）
2024 年 11 月まで	DB 規約変更（DB 掛金相当額を規約に定める変更を基金が行う）
2024 年 12 月	法改正施行

（※3）別紙アンケートの回答結果別に 4～5 のグループに分けて担当者説明会を実施する予定です。
日程等決まり次第連絡します。

以上